

学校施設老朽化対策特別委員会記録（速報版）

令和8年6月18日開催

付議事件

1 学校施設老朽化対策について

○稲津憲護委員長 付議事件1、学校施設老朽化対策についてを議題といたします。

本件について報告をお願いします。お願いいたします。

○大南尚也学校施設課長補佐 それでは、前回の学校施設老朽化対策特別委員会が、令和8年3月3日に開催されましたので、それ以降の学校施設老朽化対策の状況について、資料に基づき、御説明いたします。

システムの1ページを御覧ください。

初めに、1の「改築実施校に係る動き」について、順次御報告いたします。まず、（1）第二期改築実施校改築事業の状況のうち、アの市立府中第三小学校でございますが、埋蔵文化財発掘調査が今月末で完了し、7月から校庭整備を開始する予定でしたが、調査期間を1か月程度延長する必要が生じました。そのため、校庭整備の開始が遅れるものの、今後予定されている発掘調査期間を短縮することで、校庭全体の供用開始時期についての影響はございません。現在、延長期間等を精査しておりますので、それを反映した工程計画につきましては、次回の特別委員会において御報告させていただきます。

次に、イの市立府中第六小学校でございますが、予定どおり校庭整備を進めているところでございます。なお、府中市立府中第六小学校校舎等改築に伴う外構工事につきましては、インフレスライド条項の適用に伴い、契約変更の請求手続に基づく申請を受理しましたので、契約変更議案を本年第3回市議会定例会に上程させていただき予定でございます。（1）の第二期改築実施校改築事業の状況につきましては、以上でございます。

続きまして、（2）の第三期改築実施校改築事業の状況の「ア 市立府中第五小学校改築に係る基本計画（中間報告）」及び「イ 市立府中第九小学校改築に係る基本計画（中間報告）」につきましては両校の基本計画の策定に当たり、その骨子となる項目を中間報告として取りまとめたものでございます。なお、両校の改築事業につきましては、令和7年12月の特別委員会でお示しした基本構想のとおり、既存の校舎及び体育館、屋外倉庫などの附属建物、学童クラブを改築する計画としております。

それぞれ別紙1及び別紙2に基づいて御説明いたしますので、恐れ入りますが、システムの3ページを御覧ください。

初めに、資料左側1の改築計画施設の予定規模でございますが、新たに建設する建物は、校舎棟及び体育館棟となりまして、延床面積は、校舎棟が約8,400平方メートル、体育館棟が約1,200平方メートルを予定しており、これに加えて、附属建物として、屋外倉庫や屋外トイレ等を建設いたします。

次に、階数でございますが、校舎棟は地上3階建、構造につきましては、校舎棟が鉄筋コンクリート造、体育館棟は鉄筋コンクリート造一部鉄骨造を予定しております。

次に、2の構成諸室でございますが、各棟に記載のとおり各諸室の配置を計画しております。

次に、3の建物配置でございますが、こちらは、市立府中第五小学校の改築後の建物配置図となります。校地内の建物配置でございますが、基本構想でお示ししたパターンの比較検討を行い、その結果を基に最適と考えている建物配置をお示ししているものでございまして、今後こちらの建物配置を基本とし、進めていきたいと考えています。

続いて、資料右側、4の平面ゾーニング（例）について御説明いたします。学校施設改築・長寿命化改修計画では、防犯・安全面を考慮して、1階に校務センター等の管理諸室、2階以上に普通教室を配置することとしていることから、今回の計画においても、それに基づいたゾーニングを予定しております。また、地域開放や災害時の避難所として活用しやすくするため、体育館棟と一部の諸室を近接させ、赤い点線で囲まれた地域開放ゾーンとするよう配置を計画しております。

システムの4ページを御覧ください。次に、5の工程表として、令和15年度までの予定時期を示しております。

初めに、設計スケジュールでございますが、今年中に、基本計画及び基本設計を完了し、令和9年から実施設計を行います。

次に工事スケジュールでございますが、令和9年度の実実施設計と並行して、既存プール等の解体工事を行います。その後、令和10年度から令和12年度にかけて、新校舎及び新体育館の建設工事を行います。令和12年度の夏休み中に引っ越しを行い、2学期より新校舎での学校運営の開始を目指す計画としております。その後、既存建物の解体を行い、校庭整備を進める計画としております。

システムの5ページを御覧ください。6の建屋配置案比較検討では、3の建物配置でお示した配置案を検討するにあたり、基本構想でお示したパターンにおいて、普通教室の向きや特別教室の配置、工事計画等、表左側に記載した項目でそれぞれ検証いたしました。その結果として、今回お示したA案が採光や廊下の見通し等のほか、もっとも広い校庭面積を確保できることなど、よりよい学習環境を提供できることから最適な配置案であると考えております。

続いて、市立府中第九小学校改築に係る基本計画（中間報告）を御説明いたしますので、システム6ページ、別紙2を御覧ください。構成は府中第五小学校と同様となりますので、異なる部分を中心に御説明いたします。

まず、1の改築計画施設の予定規模のうち、延床面積は校舎棟で約7,300平方メートル、体育館棟が約1,200平方メートルを予定しております。

次に、3の建物配置として、市立府中第九小学校の改築後の建物配置図とお示しております。

システムの8ページを御覧ください。6の建屋配置案比較検討では、3の建物配置でお示した配置案を検討するにあたり、基本構想でお示したパターンにおいて、普通教室の向きや特別教室の配置、工事計画等、表左側に記載した項目でそれぞれ検証いたしました。なお、敷地南側の刑務所に対する視線や音への配慮については、どの位置に配置した場合においても、設計上の工夫により対応が可能と考えております。その結果として、今回お示したA案が採光やもっとも広い校庭面積を確保できることなど、引っ越しによる児童への影響も少なくできることなど、よりよい学習環境を提供できることから最適な配置案であると考えております。（2）の第三期改築実施校改築事業の状況につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、システムの1ページにお戻りください。次に、2の新たな学校づくりに係る取組の（1）統合及び校地に関する保護者向け説明動画の配信でございますが、アの配信対象、配信期間及び視聴回数のうち、配信の対象及び期間は記載のとおりで、視聴回数の合計は332回でした。イの主な意見等としては、（ア）校庭及び体育館が工事で長期間使用できない可能性があることから、教育活動等への影響を懸念している、（イ）早期に統合する案で検討した方がよい、（ウ）学校を統合した場合においても、学童クラブについては、引き続き利用できるようにしてほしい、といった御意見がありました。統合を前提とした意見であり、反対の意見はございませんでした。

続きまして、（2）の地域向け説明会の開催でございますが、アの開催日時、場所及び参加人数のうち、開催日時及び場所は記載のとおりで、参加人数は、2回の合計で54人でした。次にイの主な意見等としては、（ア）の統合に当たっては両校の児童の交流

を考慮してほしい、からシステム2ページに移りまして、(オ)の少人数学級の課題については、工夫すれば対応できると思う。両校を建て替えてほしいので、統合には反対です、まで記載のとおり様々な御意見をいただきましたが、統合、校地検討に対して、反対の意見は一人の方から1件ございました。本日報告をした(1)の説明動画の配信及び(2)の地域向け説明会、また、前回報告した小学校での説明会も含めて、反対の意見は今回の1件のみでございました。

次に(3)市立府中第七小学校及び市立武蔵台小学校の統合並びに校地の決定については別紙3に基づいてご説明いたしますので、恐れ入りますが、システムの9ページを御覧ください。1の趣旨でございますが、府中市立学校の適正規模・適正配置に向けた方策及び第2次学校施設改築・長寿命化改修計画で統合検討校として位置付けた市立府中第七小学校及び市立武蔵台小学校について、統合の検討を進めてまいりました。検討に当たりましては、両校の関係者を対象とした説明会の開催や意見聴取を実施し、これらの結果を踏まえ、令和7年11月に「府中市立府中第七小学校及び府中市立武蔵台小学校の統合、校地検討の基本的な考え方等について」として策定するとともに、この基本的な考え方等を保護者及び地域住民の皆様を対象に説明会等を実施いたしました。これらの取組を踏まえ、両校について統合するとともに校地を決定するものでございます。

次に2の市立府中第七小学校及び市立武蔵台小学校の統合校地については、(1)統合校地として現市立府中第七小学校校地である、府中市北山町二丁目23番地とします。

(2)敷地面積は約15,917平方メートルでございます。

次に3として今後の予定を記載しております。令和8年度から令和11年度まで、統合校の改築に係る基本構想、基本計画、基本設計及び実施設計を行い、令和12年度から工事に着手いたします。工事期間は約3年間を予定しており、令和15年度から新校舎の供用開始を予定しております。

システム10ページは両校の位置図を参考に記載しております。(3)市立府中第七小学校及び市立武蔵台小学校の統合並びに校地の決定についての説明は、以上でございます。2の新たな学校づくりに係る取組は、以上でございます。

恐れ入りますが、システムの2ページにお戻りください。続きまして、3の府中市学校施設大規模改修整備方針の策定(令和7年度改定)につきましましては、別紙4及び5に基づいて御説明いたします。

システム11ページ、別紙4を御覧ください。初めに、1の趣旨でございますが、本市では、学校施設の老朽化対策を計画的かつ着実に実施するため、令和2年2月に府中市学校施設改築・長寿命化改修計画を策定するとともに、将来の財政見通しを踏まえつつ、改築事業と並行しながら計画的に大規模改修を実施することを目的に、令和2年8月に府中市学校施設大規模改修整備方針、以下「旧方針」と言います、を策定し、継続的に改修を進めてきました。

その後、第一期改築実施校の取組や、令和7年1月に府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策及び第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画、以下「第2次計画」と言います、を策定したことに伴い、学校施設のさらなる計画的保全に資する方針として旧方針の内容を見直し、府中市学校施設大規模改修整備方針(令和7年度改定)、以下「本方針」と言います、として策定したものです。

2の概要につきましましては、別紙5府中市学校施設大規模改修整備方針(令和7年度改定)本体に基づいて、御説明させていただきます。

システムの14ページを御覧ください。初めに、「第1章 本方針について」では、このページからシステムの15ページにかけて、背景と目的、対象期間、対象校及び本方針の位置付けをお示ししています。

システムの15ページを御覧ください。2の対象期間でございますが、本方針では、第2次計画の計画期間に合わせ、令和8年度から令和37年度までの30年間を対象期間とするとともに、具体的な取組については府中市一般公共施設長寿命化計画と合わせて、令

和8年度から令和11年度までの4年間としております。

3の対象校につきましては、市立小・中学校全33校を対象としております。

4の本方針の位置付けとしては、府中市公共施設マネジメント基本方針で定める計画的保全の考え方にに基づき、府中市公共施設長寿命化指針、以下「長寿命化指針と言います、で定めた公共施設の保全に関する基本的な指針に沿って、学校施設の修繕や改修等の実施時期や内容を示すものでございます。

システムの16ページを御覧ください。「第2章 学校施設を取り巻く状況」では、このページからシステムの19ページにかけて、施設の老朽化の状況や計画的な改築に係るスケジュール、老朽化対策に係る財政負担、今後の学校プールの方向性についてお示ししています。

システムの20ページを御覧ください。「第3章 今後の方向性」では、このページからシステムの28ページにかけて、予防保全型の維持管理、長寿命化対策、大規模改修の実施に関する方向性を示した上で、施設・設備等の現状・課題と対策を示すとともに、今後の改修等の予定についてお示ししています。1の「予防保全型の維持管理の実施」でございますが、長寿命化指針において、学校施設を含む本市の公共施設は予防保全型管理手法を採用することとしています。学校施設においては、施設の特性上、長期間閉鎖できないことから、施設部位や設備機器ごとに耐用年数の目安を定め、それぞれにおいて計画的に改修することとします。

システムの21ページを御覧ください。2の「長寿命化対策の実施」でございますが、(1)の改築前の学校につきましては、建物の劣化状況によっては、建物躯体の補強を考慮が必要があることから、改築まで期間を要する第2グループの学校では、必要に応じて長寿命化対策工事を実施することとします。

次に、(2)の改築後の学校につきましては、長寿命化指針にのっとり長寿命化型管理施設とし、築40年目に躯体中性化対策工事を実施することで、目標耐用年数を80年と設定します。

システムの22ページを御覧ください。3の「大規模改修の実施」でございますが、学校施設については、その特性から、施設部位や設備機器ごとに耐用年数に応じて改修等を行うこととしており、図表8でこのページからシステムの23ページにかけて改修項目、耐用年数及び改修等予定時期をお示ししております。

システムの24ページを御覧ください。4の「施設設備等の現状・課題と対策」でございますが、このページからシステムの27ページにかけて、各施設設備等の具体的な対策等をお示ししております。

システムの28ページを御覧ください。5の「今後の改修等の予定」でございますが、体育館・武道場・屋外トイレ改修、及び照明の新規LED化につきましては、短期間で実施するものとして、令和8年度から令和11年度にかけて実施することとし、その他の項目については令和12年度以降、改修の進捗や社会情勢を踏まえた上で実施時期を検討してまいります。なお、これらの予定につきましては、施設全体の劣化状況や国や都の補助金の状況により変更する場合もございます。

システムの29ページを御覧ください。「第4章 将来費用の試算」では、このページから30ページにかけて、将来費用試算に当たっての考え方、試算条件、試算結果と将来費用の抑制に向けた取組をお示ししています。3の試算結果と将来費用の抑制に向けた取組でございますが、試算の結果、令和8年度から令和37年度までの費用は合計で約185億円、年平均で約6億1,800万円となります。工事費用については、年度ごとにばらつきがあることから、発注方法の検討など、財政負担の平準化に向けた工夫も必要になります。

続いて、大規模改修費と改築に係る費用との関係について、御説明させていただきましますので、恐れ入りますが、システムの18ページにお戻りいただき、図表5、改築に係る費用の見通しを御覧ください。こちらは第2次計画でお示したもので、各グラフの水

色でお示ししているものが改築費となります。こちらの削減に向けても様々取り組んでいるところではありますが、本方針で試算した大規模改修費は、水色のグラフの右下にある白色のグラフの費用を試算したものとして改築費とは独立したものであります。改築費と大規模改修費の関係については以上となります。

システムの31ページを御覧ください。「第5章 継続的運用方針」では、計画的保全の実現に向けた取組、推進体制の整備、民間活力の活用についてお示ししています。1の計画的保全の実現に向けた取組として、本方針は長期的な視点から30年間の見通しを示していますが、具体的な取組としては直近4年間の工事予定を定めています。このことから、令和12年度を目途に、社会情勢の変化等を踏まえながら方針の見直しを行うこととしております。3の府中市学校施設大規模改修整備方針（令和7年度改定）の策定については、以上でございます。

以上で、学校施設老朽化対策についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○稲津憲護委員長 説明は終わりました。